

令和4年 4月15日
九州地方整備局営繕部

建築関係建設コンサルタント業務等における更なる品質確保対策について

九州地方整備局では、建築関係建設コンサルタント業務、営繕事業に関する測量業務及び地質調査業務のうち、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務において、更なる品質確保対策を試行します。

1. 試行の内容

(1) 試行対象業務

建築関係建設コンサルタント業務、営繕事業に関する測量業務及び地質調査業務のうち、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務で、かつ、次の発注方式の業務を対象とします。

- ・ 総合評価落札方式
- ・ 価格競争入札方式

※測量業務及び地質調査業務については、これらの業務を組み合わせた「敷地調査業務」を主な対象とします。

※また、発注方式のうち、プロポーザル方式は対象外とします。

(2) 「品質確保基準価格」の設定・導入

予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格である「品質確保基準価格」を新たに設定し、当該基準価格を導入することとし、当該基準価格を下回った場合には低価格入札と判断し、必要な調査を行います。

なお、品質確保基準価格の算出については、予決令第85条に基づく調査基準価格の算出方法に準じることとし、詳細は個別発注手続きにおける配布資料によるものとします。

また、調査については、予決令第86条の調査に準じることとし、詳細は個別発注手続きにおける配布資料によるものとします。

(3) 総合評価落札方式における履行確実性評価の拡大について

総合評価落札方式における履行確実性評価については、これまで予定価格が1,000万円を超える業務を対象としていましたが、今回、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においても、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う「履行体制確認型総合評価落札方式」を適用することとし、品質確保基準価格を下回った入札を行った入札参加者に対し、追加資料の提出及びヒアリングを実施

することとします。詳細は個別発注手続きにおける配布資料によるものとします。

(4) 低価格入札受注をした者に対する品質確保のための措置

品質確保基準価格を下回って受注した場合に義務づける事項は、以下のとおりです。（調査基準価格を下回って受注した場合も同様の措置を試行します。）

1) 設計業務

- ①業務の実施内容を確認するため、毎月管理技術者から業務実施報告書の提出を義務づける。
- ②現地調査を実施する業務は、管理技術者が立ち会い又は自ら実施し、現地調査完了後に調査報告書を提出することを義務づける。
- ③実施設計図が現地の状況を的確に反映しているかを検証するため、審査用資料を提出する前に、管理技術者が立ち会い又は自ら現地の確認を実施し、現地確認完了後に確認報告書を提出することを義務づける。

2) 工事監理業務

- ①業務上必要なすべての打合せに、管理技術者が同席することを義務づける。また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。
- ②業務の実施内容を確認するため、毎月管理技術者から業務実施報告書の提出を義務づける。

3) 測量業務及び地質調査業務

- ①測量・調査の実施に際しては、主任技術者が現場に常駐することを義務づける。
- ②担当技術者にも有資格者であることを求める（測量：測量法に基づく測量士の資格、地質：地質調査技士の資格）。
- ③測量作業で、精度管理における点検測量にあたっては、主任技術者が立ち会い又は自ら実施することを義務づける。

2. 適用時期

令和4年4月以降、入札手続きを開始する業務から適用します。

3. 問合せ先

国土交通省九州地方整備局 092-471-6331（代表）

○設計業務の場合 営繕部整備課 課長補佐（内線5212）

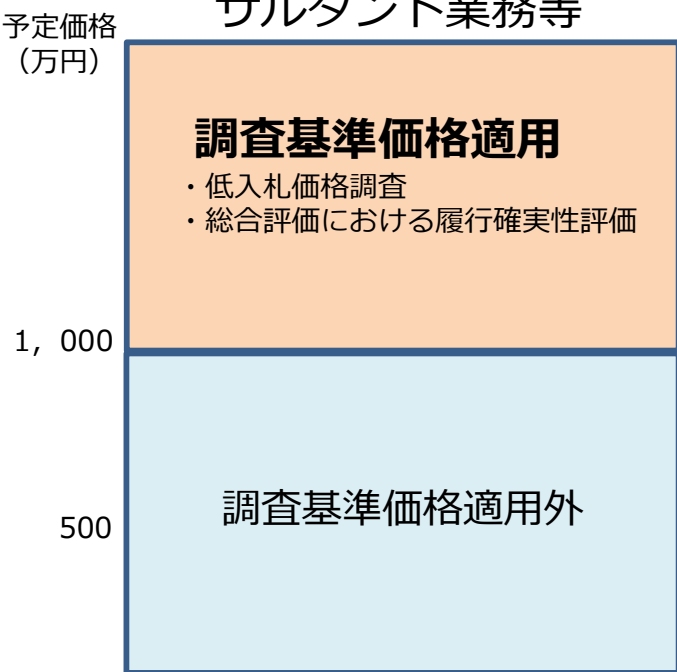
○工事監理業務、測量業務及び地質調査業務の場合
営繕部技術・評価課 課長補佐（内線5452）

建築関係建設コンサルタント業務等において、品質確保基準価格を導入し、低価格入札受注をした者に対する品質確保対策を試行します

- ・ 予定価格500万円以上1,000万円以下の競争入札業務を対象に、品質確保対策として試行。
- ・ 試行する品質確保基準価格は、予決令第85条に基づく調査基準価格算出方法に準じて算出。
- ・ 総合評価落札方式の場合、品質確保基準価格を適用した場合でも履行確実性評価を実施。
- ・ 調査基準価格、又は品質確保基準価格の適用により受注した者に対する品質確保対策を実施。

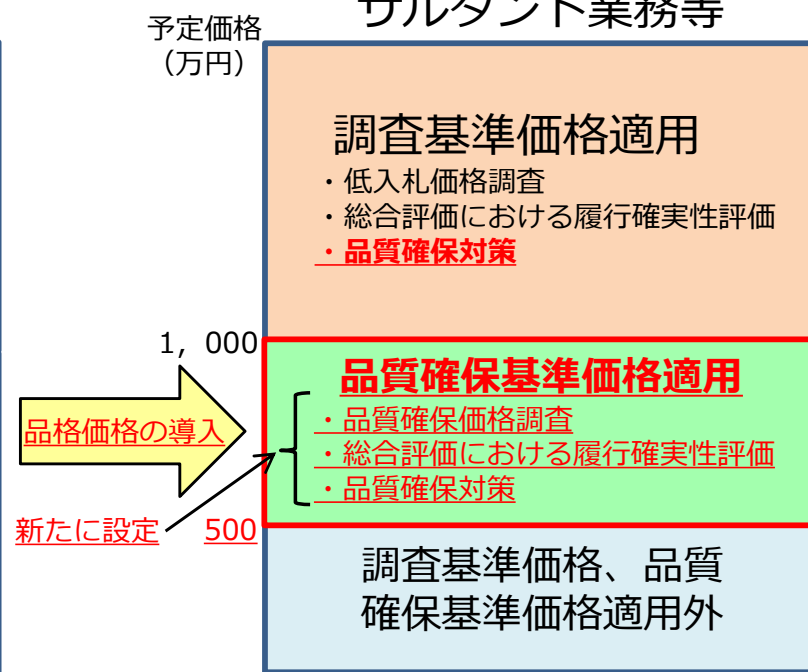
〔従来〕

建築関係建設コンサルタント業務等



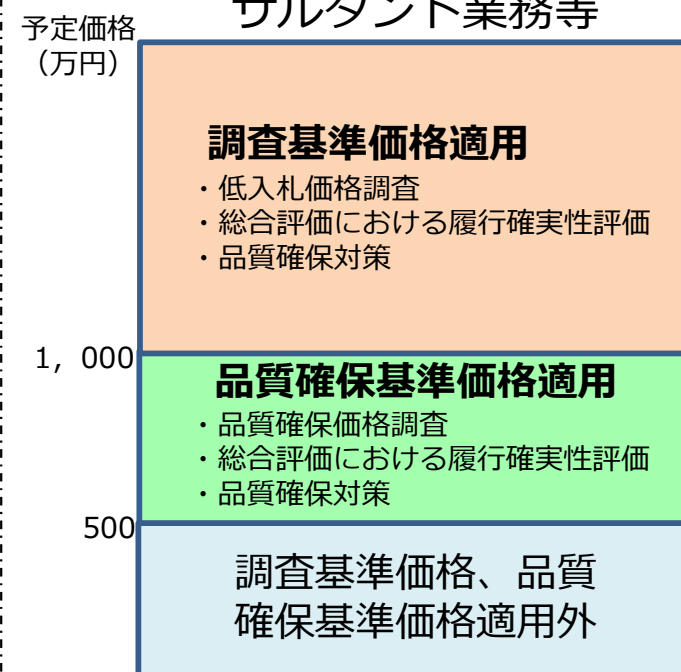
〔今回〕

建築関係建設コンサルタント業務等



(参考)

土木関係建設コンサルタント業務等



(参考2)

品質確保基準価格(算出例)

○建築関係建設コンサルタント業務

<算定例>

(円)

直接人件費	3,000,000	・・・①
特別経費	55,000	・・・②
技術料等経費	945,000	
諸経費	3,300,000	
計	7,300,000	
消費税	730,000	
合計	8,030,000	・・・(イ)
①	3,000,000	
②	55,000	
③	567,000	・・・技術料等経費×6/10
④	1,980,000	・・・諸経費×6/10
計	5,602,000	
×110/100	6,162,200	・・・(ロ)
判定	(ロ)÷(イ)=0.7674	・・・(ハ)
(ハ)が6/10~8/10の範囲内		
品質確保基準価格	6,162,200	・・・(ロ)

※算出方法の詳細は個別発注手続きにおける配布資料によるものとします。